

小樽市

日中一時支援ガイドライン

小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ

【令和6年4月一部改訂】

～ 目次 ～

1.	事業の概要1
2.	対象者1
3.	支給量2
4.	利用者負担等2
5.	サービスの内容3
6.	その他留意事項3
7.	Q&A4
8.	単位表8

1. 事業の概要

障害者等の日中における活動場所を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的としています。

2. 対象者

下表のいずれかに該当し、障害支援区分（児童においては障害児区分）の判定を受けている方が利用できます。

利用区分	対象要件
身体障害者	次に該当し、身体障害のため日中を単独で過ごすことが困難な方 ○両上肢及び両下肢機能、体幹機能、脳原性機能障害による身体障害者手帳の1級又は2級を所持する方
知的障害者	次のいずれかに該当し、知的障害のため日中を単独で過ごすことが困難な方 ○療育手帳を所持している方 ○知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方
精神障害 発達障害	次のいずれかに該当し、精神障害・発達障害に起因する不安等から日中を単独で過ごすことが困難な方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○自立支援医療（精神通院）を受給している方 ○精神疾患（発達障害）に係る医師の意見書等の交付を受けた方 ○精神障害を理由とする年金受給者 ○療育手帳を所持している方
障害児	児童（18歳未満）で、次のいずれかに該当し、日中を一人で過ごすことが困難な方 ○身体障害者手帳を所持している方 ○療育手帳を所持している方 ○知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方 ○発達障害に係る医師の診断を受けた方
難病患者（児）	難病等（※）により、屋外での単独移動が困難な方

（注）上記に該当する方のうち、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- （1）障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- （2）障害者総合支援法に基づく共同生活援助の支給決定により、グループホーム等に入居中の方
- （3）医療機関に入院中の方

※「難病等」とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

3. 支給量

支給量の上限は1か月につき10日までとします。

これ以上の日数を希望する場合は、個別に判断しますので、市や相談支援事業所に相談してください。

4. 利用者負担等

サービス利用に係る利用料は次のとおりとなります。

○利用者負担割合

世帯別に以下の表に示す割合にて利用者負担が生じます。

世帯区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
負担割合	0%	0%	10%

※世帯の認定の取扱いについては次のとおりとなります。

【障害者】・・・障害者本人及び配偶者

【障害児】・・・障害児の保護者の同一世帯員（ただし、単身赴任の親を含む）

○利用者負担上限額

住民税課税世帯においては、利用者負担月額に上限が設定されます。

区分	利用者負担上限月額	
	障害者	障害児
一般世帯1 ※1	9,300円	4,600円
一般世帯2 ※2	37,200円	37,200円

※1 市民税課税世帯のうち、市民税所得割合算額が16万円未満の世帯

利用者が児童の場合にあつては、障害児の保護者の同一世帯員（単身赴任の親を含む）の市民税所得割合算額が28万円未満の世帯

※2 市民税課税世帯のうち、一般世帯1に該当しない世帯

5. サービスの内容

日中一時支援で提供するサービス内容は、居宅において、その介護を行う者の就労、疾病その他の理由により、日中の監護に欠ける障害者等に対し、施設において、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な保護を行います。

具体的な事例については以下のとおりです。

【日中一時支援の対象と考えられる事例】

- 家族の入院等疾病により、日中の介護者が不在となる時
- 家族の就労により、日中の介護者が不在となる時
- 冠婚葬祭等用事があり、障害者等を連れて行くことができない時

6. その他留意事項

- (1) 日中一時支援は日中の預かりであり、教育や療育、指導等を行うものではありません。
- (2) 事業所の定める運営時間を超えて利用する場合は、事業所と利用者で時間・料金等を協議の上、利用してください。事業所は、急な利用やキャンセル等におけるトラブルが発生しないよう、あらかじめ利用者に説明しておく必要があります。
- (3) このガイドラインは、原則的な利用方法等について整理したものであり、本書の内容に沿わない利用は絶対に認めないというものではありません。利用者の個々の事情により判断させていただき、認める場合もありますので、個別に相談願います。

このガイドラインは、平成27年6月1日から適用する。

このガイドラインは、令和6年4月1日から適用する。

7. 日中一時支援に関する Q&A

Q1. 日中活動系サービスとの関係①

どこかに通所して活動に参加したいと思うのですが、日中一時支援で何か活動することはできますか？

A. できません。

日中一時支援は介護者等が不在のときの預かり行為のため、活動することを前提としたサービスではありません。

Q2. 日中活動系サービスとの関係②

他の日中活動系サービスを利用した前後に、日中一時支援を利用することはできますか？

A. 原則不可とします。生活介護と連続して利用する場合は、延長支援加算での対応を優先します。

ただし、保護者の就労等により、日中活動系サービスの通常の営業時間外に預かる場合は可とします。その場合、保護者の就労等の理由を証明する書類が必要です。

Q3. 放課後等デイサービスとの関係①

18歳未満の児童が、長期休業中に放課後等デイサービスと日中一時支援を同じ日に利用することはできますか？

A. 放課後等デイサービスは、療育を行うサービスですが、長期休業中の預かりについても想

定されたサービスであるため、同日利用は原則不可とします。放課後等デイサービスと連続して利用する場合は、延長支援加算での対応を優先します。

ただし、保護者の就労等により、放課後等デイサービスの通常の営業時間外に預かる場合は可とします。その場合、保護者の就労等の理由を証明する書類が必要です。

Q4. 放課後等デイサービスとの関係②

学校の終了後に放課後等デイサービスに通っていますが、そのあとに日中一時支援を利用することはできますか？

A. 放課後等デイサービスは、放課後の預かりも想定したサービスであるため、原則同日に利用することはできません。放課後等デイサービスと連続して利用する場合は、延長支援加算での対応を優先します。

ただし、保護者の就労等により、放課後等デイサービスの通常の営業時間外に預かる場合は可とします。その場合、保護者の就労等の理由を証明する書類が必要です。

Q5. 利用可能日数

一ヶ月で、最大何日まで利用できますか？

A. 原則10日／月までとします。

ただし、日数の上限については利用者の年齢により以下のとおりとします。

・18歳未満

保護者の就労等により日数が足りない場合は、在職証明書等の提出により最大23日／月まで増やすことができます。また、障害児通所支援と併せて支給決定する場合は、合計で最大25日／月までとします。

・18歳以上(就学児以外)

介護者の年齢や生活状況、就労状況等により日数が足りない場合は、在職証明書等の提出により最大23日／月まで増やすことができます。また、さらに勘案すべき事情がある場合、上限なしとします。

Q6. 利用方法①

保護者の都合により、突然利用しなければならなくなった場合、利用することはできますか？

- A. 支給決定された日数の範囲内であり、事業所が受け入れ可能であれば、利用可能です。
ただし、支給決定日数を超えて利用する場合は、市に請求することはできません。また、事業所の運営時間を超えてサービスを提供した場合も、運営時間外の利用分については請求できません。

Q7. 利用方法②

市からの支給決定を経ずに、私的契約により利用することはできますか？

- A. 私的契約での利用は可能です。ただし、市に請求することはできないため、利用にかかる費用の全額が利用者の負担となります。また、私的契約により利用する場合には、市で定められた日中一時支援事業単位数は適用されないため、利用料金について事業所と利用者で確認が必要です。

Q8. 年齢による利用制限

日中一時支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか？

- A. 年齢による制限はありません。しかし、他制度が利用できる場合は、その利用が優先します。（未就学児の場合、幼稚園や保育園、児童発達支援の利用が優先となります。就学児の場合、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの利用が優先となります。）

Q9. 日中一時支援事業所への送迎

日中一時支援事業所への送迎に移動支援を利用することはできますか？

A. 送迎として移動支援を利用して構いません。

ただし、事前に移動支援の支給決定を受ける、又は私的契約による利用契約を交わした上で利用してください。

Q10. 食事提供加算

日中一時支援で食事を提供した場合、食事にかかる加算はありますか？

A. 日中一時支援を行う施設で食事を提供した場合、食事提供加算として30単位を本体報酬に上乗せして請求することができます。

ただし、同日に日中活動系サービスを利用し、その施設において食事提供体制加算が算定される場合は、日中一時支援の食事提供加算の対象外とします。

日中一時支援事業単位数

1 障害者

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	療養介護型
4時間未満	123単位	123単位	141単位	156単位	189単位	223単位	600単位
4時間以上8時間未満	245単位	245単位	281単位	312単位	379単位	445単位	1,200単位
8時間以上	368単位	368単位	422単位	468単位	568単位	668単位	1,800単位

2 障害児

	区分1	区分2	区分3	療養介護型
4時間未満	123単位	148単位	189単位	600単位
4時間以上8時間未満	245単位	297単位	379単位	1,200単位
8時間以上	368単位	445単位	568単位	1,800単位

備考

- この表において「障害支援区分」とは、法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。
- この表において「障害児区分」とは、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に定める区分をいう。
- 療養介護型の欄の単位は、障害支援区分及び障害児区分にかかわらず、日中一時支援事業を療養介護（法第5条第6項に規定する療養介護をいう。）の事業に係る施設で実施した場合に適用する。
- 政令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、食事提供加算として30単位を加算する。